

東京都スポーツ振興審議会（第26期第3回）

日 時：平成29年4月19日（水）午後3時30分

会 場：東京都議会議事堂6階南側 第一会議室

第26期 東京都スポーツ振興審議会委員名簿

岡田 眞由美	(一社) 東京都スポーツ推進委員協議会副会長
大日方 邦子	(一社) 日本パラリンピアンズ協会副会長
栗山 よしじ	東京都議会議員
後藤 忠治	東京商工会議所健康づくり・スポーツ振興委員会委員長 (セントラルスポーツ(株)代表取締役会長)
小林 健二	東京都議会議員
坂本 義次	東京都町村会(檜原村長)
鈴木 弘	東京私立中学高等学校協会広報部長(香蘭女学校中等科・高等科校長)
高野 律雄	東京都市長会(府中市長)
中野 英則	(公社) 東京都障害者スポーツ協会会長
中屋 文孝	東京都議会議員
並木 一夫	(公財) 東京都体育協会理事長
野川 春夫	順天堂大学スポーツ健康科学研究科特任教授
藤田 紀昭	日本福祉大学スポーツ科学部学部長
増田 明美	スポーツジャーナリスト、大阪芸術大学教授
松尾 哲矢	(公財) 日本レクリエーション協会理事 (立教大学コミュニティ福祉学部教授)
間野 義之	早稲田大学スポーツ科学学術院教授
水村 真由美	お茶の水女子大学教授
宮地 元彦	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所身体活動研究部長
山崎 孝明	特別区長会(江東区長)
ヨコ・セッターラント	スポーツキャスター、(公財) 日本体育協会理事

東京都スポーツ振興審議会（第26期第3回）

平成29年4月19日（水曜日）15時30分から17時30分まで
東京都議会議事堂6階南側 第一会議室

－ 次 第 －

1 開 会

2 オリピック・パラリンピック準備局次長挨拶

3 報告事項

（1）国の「第2期スポーツ基本計画」の概要について

（2）「社会参加に関する障害者等の意識調査」の結果について

4 審議事項

「東京都スポーツ推進総合計画（仮称）」の策定について

- ・スポーツを通じた健康増進（宮地元彦委員）
- ・障害者スポーツ振興について（藤田紀昭委員）

5 閉 会

午後 3 時32分開会

○川瀬スポーツ計画担当部長 ただいまより、第26期第3回東京都スポーツ振興審議会を開会いたします。

私はオリンピック・パラリンピック準備局スポーツ計画担当部長の川瀬でございます。議事に入りますまでの間、私が進行を務めさせていただきます。

本日は東京都議会においてオリンピック・パラリンピック等推進対策特別委員会が開催されておりまして、そちらに局長をはじめとする幹部職員が出席しております。そのため、本審議会へは委員会が終了次第参加させていただきますことを、あらかじめご了承願います。

また、4月1日付で当局に異動となった幹部職員につきましても、到着次第ご紹介をさせていただきます。

続いて、第26期の審議会に初めてご出席される委員がいらっしゃいますので、ご紹介をさせていただきます。

鈴木弘委員でございます。

○鈴木委員 皆さんこんにちは。今まで所用で出席できないことがありましたが、失礼致しました。この委員会の目的に沿った役割が果たせるように頑張りますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○川瀬スポーツ計画担当部長 増田明美委員でございます。

○増田委員 私も2回ほど欠席しまして、申し訳ありませんでした。また、今後ともよろしくお願ひします。

○川瀬スポーツ計画担当部長 本日、栗山委員、大日方委員、小林委員につきましては、到着が遅れ、間もなくいらっしゃるということをご連絡を受けております。なお、高野委員につきましては、公務のため途中で退席されますので、この場でご報告させていただきます。

それでは、オリンピック・パラリンピック準備局次長の岡崎より一言ご挨拶を申し上げます。

○岡崎オリ・パラ準備局次長 皆さんこんにちは。オリンピック・パラリンピック準備局次長の岡崎と申します。皆様方お忙しいところ、今期第3回目になります東京都スポーツ振興審議会にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

前回の審議会から新たなスポーツ推進総合計画、これは仮称でございますけれども、

この計画の策定に向けた審議を行っていただいているところですが、本日はスポーツを通じた健康増進について宮地先生から、それから障害者スポーツ振興について藤田先生から、それぞれご講演いただきます。

これまでの当審議会におけるご議論におきまして、都民のスポーツに対する関心が非常に低下しているのではないかという提言が示されました。こうした無関心層に対しまして、スポーツが健康長寿に及ぼす効果をわかりやすく提示し、スポーツへの関心を高めていく必要があるのではないかと考えております。

またもう一つ、障害者スポーツにつきましては、現在都民の関心が非常に高まっておりますが、この機を逃すことなくスポーツを通じて障害の有無や性別、国籍を問わず全ての人が分け隔てなく、お互いを尊重する社会を実現していくことが重要でございまして、このことは都における重要な課題の一つでもあります。お二人の先生の講演をお聞きいたしまして、こうした課題にどのように対応すべきか、委員の皆様のお知恵をぜひお借りしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そのほか、本日は3月24日にスポーツ庁が公表いたしました、第2期スポーツ基本計画の概要、それからもう一つ、3月29日に都の福祉保健局が公表いたしました、社会参加に関する障害者等の意識調査の結果についてもご報告させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○川瀬スポーツ計画担当部長 次に事務局より資料確認をさせていただきます。

○原田計画担当課長 それでは、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。まず、次第がございます。次に東京都スポーツ振興審議会第26期委員名簿でございます。次に、本日の資料目録がございます。それから、報告事項に関する資料といたしまして、資料1「国の『第2期スポーツ基本計画』の概要について」が裏表で2枚、4ページございます。続いて資料2「社会参加に関する障害者等の意識調査の結果について（抜粋）」、こちらも同じく裏表で2枚、4ページございます。

続いて、審議事項に関する資料です。ご講演いただく委員の皆様からいただいた資料といたしまして、まず宮地委員から「スポーツを通じた健康増進」に関する資料が裏表で5枚。それから、藤田委員からの「障害者スポーツ振興について」の資料が裏表で3枚ございます。

それから、会議終了後に回収させていただきますけれども、現行の「東京都スポーツ推進計画」と「東京都障害者スポーツ振興計画」、そして「都民ファーストでつくる

『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」こちらの概要版と本編を置かせていただいております。お二人に1冊程度の配付となっておりますので、適宜ご参照いただければと思います。

また、お手元の黄色いファイルでございますが、こちらには第1回と第2回の審議会で使用した資料と議事録をつづってございます。

配付資料は以上でございます。

○川瀬スポーツ計画担当部長 次に本日の進め方についてですが、お手元の次第をご覧くださいいただけますでしょうか。本日はまず、都から2件のご報告をさせていただきます。その後、審議事項に移らせていただきます。審議事項の「東京都スポーツ推進総合計画（仮称）」の策定につきまして、本日は二人の委員に個別、具体的な課題についてのご講演をいただき、委員の皆様のご意見を頂戴したいと存じます。

一つ目は、「スポーツを通じた健康増進」について、宮地委員からプレゼンテーションをしていただき、その後に意見交換とさせていただきたいと存じます。

二つ目は、「障害者スポーツ振興について」、藤田委員から同じくプレゼンテーションをしていただき、その後意見交換に移りたいと存じます。以上でございます。

それでは、ここからの進行は野川会長をお願いいたします。

○野川会長 皆さん、こんにちは。本審議会の会長をいたします野川でございます。本審議会は公開で行っております。報道機関及び傍聴席の方々には、会議の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めていきたいと思っております。報告事項のほうからでございますけれども、まず始めに事務局から「国の「第2期スポーツ基本計画」の概要について」の報告をお願いいたします。

○原田計画担当課長 それでは、資料1をご覧ください。国の「第2期スポーツ基本計画」の概要でございます。こちらの資料は、3月24日にスポーツ庁が公表いたしました「第2期スポーツ基本計画」を都の責任におきまして、まとめたものになります。

国の計画では、第1章に第2期スポーツ基本計画の策定に当たってという序文がございます。それに続きましてこちらに記載のある、中長期的なスポーツ政策の基本方針が第2章で明らかになっております。こちらでは、「スポーツが変える。未来を創る。Enjoy Sports, Enjoy Life」として、以下の4項目を掲げております。

一つ目が、「スポーツで『人生』が変わる！」でございます。スポーツの力により

人生を楽しく健康で生き生きとしたものにすることができるとしております。

二つ目が、「スポーツで『社会』を変える！」でございまして、スポーツで社会の課題解決に貢献するといたしております。

三つ目が、「スポーツで『世界』とつながる！」でございまして、スポーツで世界の絆づくりに貢献するとしてしております。

最後が、「スポーツで『未来』を創る！」でございまして、東京2020大会を好機とし、レガシーとして「一億総スポーツ社会」を実現するとなっております。

これに向けまして具体的な施策については、第3章におきまして、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策の記載がございまして、こちらは四つの柱立てになっておりまして、一つ目が「スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実」でございまして。

政策目標には、これまでと同じく国民の週1回以上のスポーツ実施率65%を目指すとともに、新しく障害者スポーツの実施率40%、さらには週3回以上の実施率30%、障害者については20%を目指すという目標が掲げられてございます。

具体的な内容としましては、スポーツ参画人口の拡大といたしまして、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力向上、ビジネスパーソン、女性、障害者の実施率向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけ、こういったことを行うとなっております。

また、「人材」と「場」の充実としまして、スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保、総合型地域スポーツクラブの質的充実、スポーツに親しむ場の確保、大学スポーツの振興、こういったことを行うとなっております。

資料の裏面をご覧ください。二つ目の柱でございまして、「スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現」でございまして、こちらでは、政策目標といたしまして、スポーツを通じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化、国際貢献に積極的に取り組むなどとなっております。

具体的には、共生社会等の実現としまして、障害者スポーツの振興等、スポーツを通じた健康増進、女性の活躍促進を行うとしております。また、スポーツを通じた経済・地域の活性化では、スポーツの成長産業化、地域活性化、こういったことを行うとなっております。

三つ目の柱が「国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備」で

ございます。こちらでは政策目標としまして、オリンピック・パラリンピックで過去最高の金メダル数の獲得を掲げてございます。具体的な事業といたしましては、競技力強化を支援するシステムの確立、次世代アスリートを発掘・育成する体制等の構築、スポーツ医・科学、技術開発等による支援、トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実などとなっております。

最後が、「クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上」でございまして、こちらではコンプライアンスの徹底や、ドーピング防止活動の推進に取り組むとなっております。

スポーツ庁では、以上のような取り組みを進めるといたしまして、さらに20にわたる成果指標を設定してございます。3ページ目をご覧ください。色がついた箇所が国が定めている成果指標になります。

一つ目は、先ほど説明いたしましたとおりスポーツ実施率の指標でございます。

次でございますのが、子供の運動習慣の確立の項目で、自主的にスポーツをする時間を持ちたいと思う中学生を80%にする、スポーツが「嫌い」「やや嫌い」である中学生を半減させる、子供の体力水準を昭和60年頃の水準までに引き上げるとしてございます。

次が、スポーツに関わってこなかった方へのはたらきかけでございまして、1年間に一度もスポーツを実施していない、スポーツ未実施者をゼロに近づけるとしております。

その次が多様な人材の育成の項目でございまして、障害者スポーツ指導者を養成し、3万人にするとしております。

次が、総合型地域、スポーツクラブの項目でございまして、まずはクラブの登録・認証制度やクラブを支援する中間支援組織なるものを新たにつくりまして、これを全都道府県に整備していくとなっております。さらには、PDCAサイクルで運営改善を図る総合型クラブを70%にする、地域課題解決に取り組むクラブを25%にするという目標も掲げてございます。

その次が大学スポーツの振興の項目でございまして、大学スポーツの事業開拓や大学におけるスポーツ分野を総合的にコーディネートする、大学スポーツアドミニストレーター、これを100大学に配するとしてございます。

その次は、障害者スポーツの項目です。成人の障害者スポーツ実施率を40%程度、若年層のスポーツ実施率50%程度、さらには障害者が参加する総合型クラブを50%にする、障害者スポーツ指導者を3万人にする、「活動する場がない」障害者スポーツ指導者の

割合を半減させる、それから、障害者スポーツを直接観戦した人を20%にするという形で、各項目で目標を掲げてございます。

その次が、スポーツの成長産業化の項目でございまして、こちらではスポーツ市場の規模を現状の5.5兆円規模から2020年に10兆円、2025年には15兆円規模に拡大するとしております。

その次がスポーツを通じた地域活性化の項目でございまして、スポーツ目的の外国人旅行者を250万人程度、スポーツツーリズム関連消費額を3,800億円、地域スポーツコミッションの設置数を170箇所、こういった指標を掲げてございます。

その次がスポーツを通じた国際社会の調和ある発展の項目でございまして、国際機関における役員数を35人にする、スポーツ・フォー・トゥモロー、こちらはスポーツ庁の事業でございましてけれども、こちらを100か国以上1,000万人以上に広げるというふうにしてございます。

資料の裏面をご覧ください。国際競技力の項目では、先ほど申したとおり過去最高の金メダル数を獲得するとなつてございまして、最後のクリーンでフェアなスポーツの推進の項目では、全てのスポーツ団体でスポーツに関する紛争解決の仕組みを整備するという形になってございます。

国が掲げた政策指標は以上になります。都が策定する新計画におきましても、これらを参酌して都の状況を踏まえた、具体的な指標を検討していきたいというふうに考えてございます。本日は時間の都合により、具体的にどのような指標を設定するかについての議論は行いませんけれども、今後、新計画の方向を見据えた上で目標達成の指標の検討も行って参りたいと思っておりますので、国の状況についてお含みおきいただければと思います。資料1の説明は以上でございます。

○野川会長 ありがとうございます。ご質問とご意見等は、もう1件報告事項がございまして、そちらが終わってからお聞きしたいと思います。

それでは、次の報告事項の「社会参加に関する障害者等の意識調査の結果について」の報告をお願いいたします。

○齊藤障害者スポーツ課長 それでは、資料2をご覧ください。こちらは福祉保健局が3月に公表いたしました社会参加に関する障害者等の意識調査、こちらの結果について本日はご説明させていただきます。

調査の概要について、ご覧ください。「1. 調査目的」でございましてけれども、こち

らは東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として障害者の一層の社会参加の促進を図るため、スポーツ大会や文化活動に関する障害者等の意識を把握したというものでございます。資料に記載はございませんが、調査といたしましては四ついたしました。一つ目はスポーツと文化・芸術活動。二つ目はボランティア活動。三つ目は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の参加について、こちらは観戦の意向ですとか、ボランティアについて伺っています。四つ目が情報アクセシビリティ、この事項についてお伺いをしてございます。対象としましては、障害のある方、障害者団体、事業所、企業を対象にいたしました。本日はこのうち、障害者についての意識調査の結果をご説明させていただきます。

次に「2. 調査対象」でございますけれども、こちらは都内に在住する満18歳以上の障害をお持ちの方で、手帳保持者ですとか、難病医療の助成制度、こちらを利用して約70万人を超える方、こちらの中から手帳の発行の割合などに応じまして、3,600名、こちら無作為抽出をいたしました。回答としましては、1,463名です。回答率は40.6%となっております。

「4. 調査方法」でございますけれども、今回対象者につきましては、郵送でアンケートを実施させていただきました。

「5. 調査期間」でございますけれども、平成28年8月29日から9月30日の約1か月間かけて調査をいたしました。以上が調査の概要になります。

調査の結果についてですが、まずは回答者の属性をお示ししたものをご覧ください。左側の円グラフをご覧ください。回答によりますと、年代別の部分につきましてはグラフのとおりでございますが、60代以上の方、こちらは約47%と半数近くを占めているという結果になりました。また、右側の横棒のグラフでございますけれども、こちらは障害種別になってございます。障害種別は身体障害者からの回答が最も多く、次いで知的障害者、難病医療費助成者、精神障害者という順になってございます。なお、このいただきました回答につきましては、当初こちらから郵送しました手帳保持者に応じた分布とはなっていないということを申し添えておきます。

調査の結果ですけれども、障害者のスポーツ実施率、週1回以上のスポーツを実施している人の割合について、50.6%という結果が出ました。こちらにつきましては、平成27年度に笹川スポーツ財団が行いましたインターネットによる全国調査、19.2%という結果に比べまして、随分高くなっているというところでございます。回答者の属性を見

ますと、本調査の今回の対象が60歳以上が47%、先ほど申し上げましたが、それに対しまして全国のインターネット調査、こちらは65歳以上の割合が19%というところでした。年齢が高い方の回答が多いということも、一つの要因であると考えているところでございます。

ご参考までですけれども、この1月に生活文化局が発表した都民全体のスポーツ実施率、こちらは56.3%となっております。今回の調査結果は、こちらと大きく変わらないといった感でございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、裏面2ページをご覧くださいませでしょうか。この1年間に行ったスポーツといった設問が1番でございます。1位は「ウォーキング、散歩」、2位は「体操」となっておりまして、こちらは都民全体の調査と同じような結果となっております。

また、今後行いたいスポーツ、こちらも同様の順位となっております。

次に2つ目になりますけれども、スポーツや運動を行った理由、こちらに対する回答なんですけれども、1位は「健康・体力づくりのため」、2位は「運動不足解消のため」、3位は「楽しみや気晴らしのため」となっておりまして、こちらでも都民全体の調査と同じような順位となっているところでございます。

そして、このページの一番下でございますけれども、スポーツや運動を行っていない理由、こちらに対する回答ですけれども、1位が「活動したいが身体的にできない」という回答が半数以上を占めてございます。2位は「活動したいと思わない」ということでございます。こちらは今回の障害者の調査の特徴ということが言えるかもしれません。

それでは、裏面の3ページをおめくりいただけますでしょうか。こちらはスポーツや運動を行う際に必要な支援というのをお尋ねしてございます。こちらの回答1位が「適切な指導者」、2位は「一緒に行く仲間」、3位が「会場までの送迎」でございます。総じて人的な支援といったものが上位に挙がっていると感じてございます。ただし、これも障害別に見ていくと特徴がございまして、例えば視覚に障害のある方からは、「障害に対応した情報の提供や問い合わせ方法の充実」といったものですか、聴覚に障害のある方からは、「介助者、手話通訳の支援」といったものが高い傾向にあるというようなところなんです。

次に2番目、スポーツや運動を一緒にする人でございますけれども、こちらは回答としましては、1位が「一人」、2位が「家族」、「福祉施設の職員・仲間」が3位とな

っております。

そして、このページの最後になりますけれども、この1年間でのスポーツ観戦の有無をお尋ねしたものでございます。「テレビ等で観戦した」という割合が69%でございます。この数字は都民全体の調査で92.3%でありまして、対比するとちょっと低くなっているというところでございます。また、実際に観戦した人の割合、こちらのほう16.7%ございまして、先ほどのように都民全体の割合と比較して、比較的低いというところでございます。

以上が、障害者スポーツに関する調査結果でございます。

1枚おめくりいただきまして、4ページをご覧くださいませでしょうか。冒頭の調査関連で触れさせていただきましたが、今回はスポーツ以外のことも調査をしています。本日はそのうち二つについて、お示しをしております。

まず、左側の棒グラフでございますけれども、こちらはコミュニケーションや連絡の手段について聞いたものです。回答としましては、携帯ですとかスマートフォン、こちらが圧倒的に多かったというところが特徴になります。右側の棒グラフをご覧ください。こちらは東京2020オリンピック・パラリンピック、このいずれかに「ボランティアとして関わりたい」という回答をした方が163名いるんですけれども、この方々を対象とした質問でございます。参加したいボランティア活動といたしましては、「会場内での観客・大会関係者の誘導」、「チケットチェック等の入場管理」、こちらの割合が高くなっているところでございます。

資料の説明は以上となります。ありがとうございました。

○野川会長 ありがとうございます。事務局より資料の1、及び資料の2の説明がございました。ここまでの内容について、委員の皆様からご質問等があればいただきたいと思っております。ご発言に当たっては挙手をしていただきまして、本日はマイクがお手元にありますので、事務局がマイクをお持ちいたしますので、お話をさせていただくという形にしていきたいと思います。最初は松尾委員からお願いいたします。

○松尾委員 よろしく申し上げます。社会参加に関する障害者等の意識調査の結果ですが、非常にこれは驚きを持って拝見したところでございました。いろんな状況と言いましょ、郵送法で回収が4割というのはかなり高いほうでございまして、全て障害者手帳をお持ちであるということで、非常に信頼性に足るデータだとは思いますが、やはりこの高齢層の方が非常に多くて、笹川さんがやられた65歳以上が19%に対

して、60歳以上が47%いらっしゃるというこの辺の影響は、確かにあるだろうなと思いますけれど、週1回以上が50%を超えるという数字に対して、これをどう読み込むかということは、非常に丁寧にやっていく必要があるのではないかと思います。

例えばですけれども、2ページ目のところの特にスポーツや運動を行った理由のところの上位10位のところ、第5位にリハビリテーションや医療・治療のために行われた人たちが複数回答ではありますが16.1%となっています。これを医療行為として運動はどうしてもしなければならないというところで、これをどう考えるかということがあると思われまます。

もう一つは3ページ目のところに、スポーツや運動を一緒にする人というのは誰かといったときに、3番目に福祉施設の職員・仲間というのが14.5%となっています。これはもしかすると、例えばデイケアとか、そういうご高齢になりますと、そういうところでの活動もかなり割合として入ってきている可能性があるということだというふうに思いますので、これをどう読み込んでいくのか。この数字というのは非常に大きな力を持つてくるものですから、どこが非常に高い数値を生んでいるのか、あるいは逆に言えばその中にもあっても、非常に低いレベルの活動にとどまっておられる方々をきちっとあぶり出していく必要もあるでしょうし、ぜひこれについては今申し上げたところについては、コメントがあればいただきたいと思いますし、継続して細かな分析をしていただくとありがたいなと思うところがございます。

○野川会長 何かコメントはございますか。

○齊藤障害者スポーツ課長 本調査結果については福祉保健局からデータをいただいた段階ですので、より詳細な分析をするためには、より細かいデータをいただきたいと、今お願いしているところではございます。ただ、今回この調査ができたのは、福祉保健局が手帳所持者ですとか、難病の方のデータを持っていると、個人情報を持っているところが非常に大きくて、今回調査に入れてもらったのですけれども、当局が実施する場合には個人情報の目的・対象というところで、同様に調査することができませんので、福祉保健局のほうでは、5年に一度ですけれども、障害者の生活実態という基礎調査を行っております。これは同じような、今回は3,600標本でしたけれども、7,200の標本に対して戸別訪問調査をしておりますので、こういった調査に乗りたいというところで、今要望しているところがございます。

いずれにしても、こういった分析を加えていくことが、障害者スポーツ実態把握

では重要というふうに考えておりますので、その上で本審議会におきまして、議論をいただきまして、方向性を位置づけようというふうに考えているところでございます。

○野川会長 いいですか。

○松尾委員 はい。

○野川会長 学術研究者のほうからは、やはり今回の結果をかなり驚きの目で見られているということで、スポーツの定義とか、それから頻度、それからサンプリング等をもうちょっと明確にしてほしいとか、あるいは障害の種別でこの中身がどういうふうに変わっていくのかという、いわゆるセグメンテーションをきちっとしてほしいとか、いろんなご意見があります。すぐではなくてもいいとは思いますが、数字が余りひとり歩きして、あちこちで東京はすごいけど本当かいな、ということにならないようなところも考える必要があると思います。それ以外にいかがでございましょうか。

どうぞ。

○藤田委員 関連してなんですけれども、この数字の高さは私も非常に驚きを持って見ておりました。笹川スポーツ財団のほうの調査委員会で議論しておりまして、どうしたものかというふうに考えていたのですけれども、幾つか考えられる点はあるかと思うんです。

一つは、調査の方法の違いです。今回は手帳を持っている方に郵送で行った。笹川スポーツ財団のほうはネット調査で、調査の対象者も手帳を持っていない、例えば発達障害がある方である、そういったところまでも含めて対象としているというところで、サンプルというか、方法の違いです。方法による違いがあるのかなということです。これが1点。

それから、松尾先生、それから野川先生も言われましたけれども、運動の定義の仕方というんですかね、もしかすると常日頃ほとんど運動していない人が、今日は歩いてこれを運動にしよう、運動したというふうに認識されるということもあるかもしれない。それも詳しいことは追跡調査をしないとわからないところです。そういう方法による、調査方法による違い、それからサンプルによる違い、それから運動に対する定義の部分の違いが影響しているのかなというふうに思っております。

前回東京都が行った調査では、週1回が43%くらいだったと思うんですね。これも非常に高く、ただ前回は障害者施設であるとか、そういったところを通してやっていたものですから、そういった施設の中で、例えば週1回は運動をやりましょう、何

かレクリエーションのプログラムだとか、そういったものが入っているから高かったのだということで、今回非常に精密なサンプリングをして行った結果、さらに高くなったということで、これから先、できれば継続的にこの文言部分だけでも入れていただいて、これを2回取っていただくと、よりいいのかなというふうに思いました。一番いい解釈は、東京都の事業が当たりにならなくて、これだけ高くなった、実施率がというところが解釈で一番いいのかもしれませんが、一応私のほうの意見としては、そういうことです。

○野川会長 どうもありがとうございます。それ以外のご意見、あるいはご発言はございませんでしょうか。

○並木副会長 会長、なければちょっと一言。

○野川会長 どうぞ。

○並木副会長 すみません、副会長の立場というよりも、東京都体育協会の仕事をさせていただいておりますので、報告事項の1、国の第2期スポーツ基本計画の概要に関しまして、資料の具体的な内容を1ページ、中段の「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策」の中で、一番下、(2)スポーツ環境の基盤をつくる「人材」と「場」の充実。②総合型地域スポーツクラブの質的充実、これに関しまして3月21日に全国の体育協会の集まりがございまして、ここでこの総合型地域スポーツクラブの質の充実ということで、日本体育協会から説明がありました。

その際、かなり東京都を含めまして、全国の自治体からたくさんの意見が出ましたので、一点だけご報告をさせていただきますと、資料、次の3ページを開いていただきますと、中段に数値目標の中で総合型クラブの登録認証制度を整備するというので、新たに登録・認証を進めるということで今回出ております。実際に、この認証・登録を進めることによりまして、クラブの選別が進められまして、現に活動しているクラブが非認証となった場合に、逆に運営が窮地に追い込まれるとか、淘汰されていく。当該クラブで活動している子供たちにとっては、スポーツの場を奪うことにつながるんじゃないかという意見がたくさん出ております。また、日体協の話によりまして登録するに当たっては、登録料が必要だという話も聞いております。

東京都の場合、各地域の実働に合わせてクラブが成立しておりますので、ほとんどが参加者から少額の会費を集めまして、地元住人のボランティアで運営しているということもございます。こうした草の根のスポーツ活動を活性化するためには、やはりきっちりした検討、現状分析が必要でありまして、ちょっと国の施策の方向と、現場の実情が

離れているという意見が先般の会議でたくさん出ました。都でも、今後こういう内容を踏まえまして、スポーツ推進総合計画を作成していくには、ぜひとも地域の、特に東京都の実情を踏まえてこういった点を盛り込んでいただければと思います。

参考までにご報告をさせていただきます。以上です。

○野川会長 この件に関して、それでは川瀬部長からお願いいたします。

○川瀬スポーツ計画担当部長 副会長から、貴重なご意見をどうもありがとうございます。

国の制度につきましては、まだ具体的な内容が行政のほうには示されておりませんので、ちょっと判断できる状況ではございませんが、私どもの認識として、地域スポーツクラブの果たす役割、これは非常に重要であると考えておりまして、地域におけるスポーツ推進に欠くことのできない存在であるという基本的な考えがございます。そのため、これまでもクラブ設立を希望する団体に対して、専門家を派遣するですとか、設立後においてもスタッフを対象とした研修をさせていただくとか、あるいは財政支援等も必要な措置を講じてきております。

今後の国における検討状況ですとか、都内のクラブとの実情を踏まえながら、必要な地域スポーツクラブへの支援というのを検討していきたいと思っておりますし、やはり我々の強みは現場を持っていることでございますので、現場を持っている都の立場としまして、適宜、国と意見交換等も行っていきたいと考えております。また、都体協さんから、こういう意見があったということも伝えていきたいと考えております。

○野川会長 ありがとうございます。この件に関して、間野委員あるいは松尾委員から、何かご発言はございませんか。

○松尾委員 総合型地域スポーツクラブにおける基本的なスタンスにつきましては、今のご発言のとおりだというふうに思います。日本体育協会の登録制度というのは、登録制度をとることで全体の質を高めていくというか、それを応援していくという、そういうような側面も持っているんだろうというふうには理解しておりますけれども、具体的な動きについてはこれからということでしょう。なので、やはり総合型地域スポーツクラブの立場に立った支援ということが、最も重要だというふうに思います。

○野川会長 それ以外はございませんでしょうか。そうしましたら、次の審議事項に入らせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○野川会長 それでは、審議事項の「スポーツ推進総合計画(仮称)」の策定について、

こちらについての一点目のテーマは「スポーツを通じた健康増進」についてです。始めに、宮地委員からプレゼンテーションをしていただきまして、その後に皆様のご意見を伺いたいと思います。

それでは、ご用意よろしくお願ひいたします。

○宮地委員 医薬基盤・健康・栄養研究所の宮地でございます。本日はスポーツを通じた健康増進ということで、健康づくりという目的においてスポーツがどのような役割を果たすのかということについて、15分お話をさせていただきます。

スポーツ・身体活動ですけれども、先ほどからスポーツの分類・定義をどのようにするかが議論になっております。この定義、私たち運動の専門家の中でも議論が分かれておりまして、より詳細な議論が必要ですが、今日はあえてその議論を越えて、まず定義の私案を示した上で話を進めていきたいと思ひます。

スポーツ・身体活動の分類と定義ですけれども、まず一番外側に身体活動という概念があります。体を動かすこと全てを指しています。その中に余暇時間に目的を持って行う活動、「余暇身体活動」という概念があり、さらにその中に目的を持って計画的に行われる活動ということで「運動」、これは英語ではエクササイズといひますが、そういう概念がございます。その中に私ども日本が長く教育の中で取り組んできた、体育だとか、あるいはスポーツ庁の名にあるようなスポーツという概念が含まれるという考え方です。

体育やスポーツの定義もいろいろあるわけですが、簡単に整理しますと、体育というのは身体運動を媒介として人間形成を目指す教育的な営み。そしてスポーツに関しては、非常に昔ながらの定義ですが、ルールにのっとって営まれる、遊戯・競争・肉体鍛錬の要素を含む活動と定義をされております。

このままの定義でスポーツの参画者を増やす、スポーツを普及していくといひても、なかなか難しいので、私は個人的にはスポーツが含む領域をどんどん広げていく、そのフロンティアを拡大していく必要があるだろうと考えています。

スポーツの実施率、東京の調査においても前々回報告がありましたが、スポーツ庁の調査におきましても、同様の傾向がございます。3年前の平成24年に比べて、直近の27年の調査結果では、なんと5%以上もスポーツ実施率の割合が減っています。これまでは、順調に伸びてきていたわけですが、このような結果に関係者一同大変驚いたところではあります。

実は厚生労働省が行っております国民健康栄養調査において、30分以上週2回以上の運動を1年以上継続している者の割合といったことで、スポーツとは違った切り口で運動の習慣者を調べておりますけれども、実は3年前まで徐々に増加傾向にあったのが3年前から低下をするということで、どの調査においても共通して得られている事象であります。

さらに身体活動という概念を紹介しましたが、身体活動の一つの指標として歩数があります。歩数は通勤でも歩けば増えますし、ジョギングやスポーツをやっても、もちろん増えますので、運動、それから生活活動も含んだ移動を伴う身体活動全ての指標として用いられております。この身体活動を示す歩数も、過去20年間じわりじわりではありますが、減ってきています。特にここ3年のスポーツ習慣者減少と合わせて、やはり少しずつスポーツに対する取り組み、あるいは体を動かすといった取り組みが落ちてきているのかなと思います。

一方で、我が国がスポーツや健康・体力づくりを支援していくという意味では、指導者の現状がどうかということも、非常に重要な指標です。例えば体協の育成・養成していますスポーツ指導者の登録数等を見ても、劇的ではありませんが、着実に伸びています。また、厚生労働省関連で養成されてきました健康運動指導士やヘルスケアトレーナーといった人材も、ちょっと頭打ちの状況にはありますけれども、少しずつ増えております。

そのほか、健康スポーツ医、スポーツドクターといった医療分野のスポーツ関係者も順調に増えており、支える人材という面での取り組みはうまくいっていると思われれます。

また、「健康日本21」という厚生労働省の施策の中で、これはスポーツ庁でいえばスポーツ基本計画に相当しますけれども、住民が運動しやすいまちづくりや、環境整備に取り組む自治体の数というのを増やす取り組みをしておりますが、平成24年に17都道府県しか取り組んでいなかったのが、平成26年には29に増えている。34年には全ての都道府県で取り組むようにしていこうという目標も、厚生労働省は掲げているところです。

東京都のスポーツの取り組みには、子どももちろん含まれています。子どもの身体活動の状況は、なかなか十分に把握はできておらず、最近国際的に身体活動の現状を比較するために、世界20カ国以上でこの資料にあるような身体活動の指標に対して、A、B、C、Dのどのランクにランクづけされるか各国で自己評価をしています。

例えば、日本の場合は活動的な移動手段、学校に行ったりとか塾に行ったりとか、遊

びに行くというときに、自転車を使ったり歩いたりする子が多いので、Bになっております。アメリカなどはそういう移動はバスや車で行われますので、Dになっています。しかし、大変残念ながら、我が国の子どもたちの日常生活全般の身体活動量は、I N C、活動的な遊びもI N C、すなわち子どもに関するデータが国レベルで十分に取れていないという評価です。特にスポーツ、運動以外の身体活動のデータがないということです。

東京都は歩数の調査を今から7年ほど前に全都で行っており、都はデータを持っていますが、残念ながら全国的なデータがありません。

子どもたちにスポーツ、運動に取り組んでもらうためには、生育環境が十分か否か非常に重要です。我が国は、世界に誇る体育という非常に素晴らしい取り組みを行っておりますけれども、小学校において体育の教科書がありません。それから、図画工作や音楽や理科などにおかれている専科教諭も極めて少ない。小学校では体育専門でない人が体育を教えている。他の教科と比べて、授業の質が十分に保障されているとは言いがたい現状にあるのが実情だと考えております。

また、子供たちが元気に遊ぶ公園の面積がどうであるか。東京は日本の都市の中では比較的多いと言われるわけですがけれども、人口一人当たり4.5㎡でロンドンやニューヨークと比べると非常に少ないと言われております。

驚くべきことに、施設において、特に運動スポーツセンターの数においては、昭和60年に29万2,000施設余りがあったのですが、4分の3の22万3,000に減少しています。増えていると思っておりましたが、実は減っているという現状です。

こういった状況でも、スポーツにはこれまで以上に取り組んでいかなければならないのは、スポーツにおける外在的な価値が高まりを見せているからです。特にスポーツ運動の持つ健康づくりの効果というのが、最近多くの疫学研究で認められて、価値が高まっています。

例えばどういう研究かというと、フィンランドで行われた研究で、男性8,000人、女性9,000人の多くの方を11年間も追跡する研究で、もともと健康だった人が高血圧をいつ発症したのかを調べていくという研究です。男性、女性、太っている、痩せているに関わらず、身体活動が多い人ほど高血圧になりにくいことを意味しています。

大事なポイントは、今より少しでも身体活動が多くなれば相反の関係で、段階的に高血圧の発症率が減っていく、多くのことをやらなくても、今よりも多くすればいいということを示しているという点です。次は看護師さんたちが対象の研究で、仕事や家事で

歩いている時間が長いほど心筋梗塞になるリスクが低い。それに加えて、余暇時間に運動やスポーツを全くやっていない、テレビばかり見ている、ちょっとでもやる、あるいは習慣的にやるという三つのグループで見ても、やっていたほうが良い、買い物や仕事で歩くとは、独立して運動やスポーツは、なおいいということも示している。すなわちスポーツの重要性ということも疫学的に証明がされてきています。

二つは外国の研究でしたけれども、我が国でも大規模な10万人近い、これは男女7万人のJPHCスタディということですが、死亡だけではなくてがんや心疾患、いくつかの疾患で身体活動が多いことによる健康効果が認められています。さらに最近では医療費との関係や、経済効果との関係も検証されるようになっていて、点線のように1日1時間歩く人とそうでない人を比べると、歩く人のほうが医療費が4分の1ほど安い。金額でいうと、年間2万円から2万5,000円ほど低いということがわかってきています。

最近の健康問題としては、心筋梗塞や脳卒中もちろん怖いのですが、認知症が多分東京でも、どの地域でも極めて重要な健康問題として挙げられていますけれど、認知症に関しても身体活動が少なく余りよくない食事をとっていると、認知症になっていくけれども、身体活動が多ければその認知症の発症を抑えることができるのか、膝痛や腰痛の問題は、高齢者のみならず若い世代でも多いですが、身体活動が適切な量であれば痛みを予防することができます。痛みの場合一つ難しいのが、やり過ぎると膝が痛い、腰が痛いということが出てしまうことで、適切な量の身体活動が勧められることもわかってきました。

どれくらい増やしたらいいのかということは、難しい問題ですが、私どもはこういった今ご紹介したような疫学研究を全て読んで、そのデータを統合してメタ解析をすることで、今よりも1日たった2、3分だけ身体活動が多いと、死亡のリスクも減らし、生活習慣病、がんのリスクも減ります。もっと重要なのは、最近健康寿命に大きくかわると言われている運動器の問題や、認知症のリスクは、なんと2、3分でも2%から3%もリスクを減らすことができる。2、3分で平均すると0.8%ですが、2倍の5分だと1.6%、4倍の10分だと3.2%ということですから、10分増やすだけでも十分な健康増進効果があることがわかってきました。

今の考え方を図に示してみますと、身体活動量は横軸で右に行くほど多いのですが、縦軸が疾病発症リスクで、身体活動が増えていくと、リスクが増えていって、健康ベネフィットがある。気をつけなければいけないのは、スポーツ選手などに見られるいわゆる

るオーバートレーニングのような現象は、実は私たちの運動や生活活動にもあって、そういうことで足腰であったりとか、痛みに出ってきます。

そこを越えないレベルで、今よりも多くの身体活動をやっていくということが求められるわけです。ここで問題になるのが、東京都民がどれくらい体を動かしているのかという事実です。身体活動、こういうのは正規分布よりもちょっと右に裾を引く分布をしますが、例えば日本の場合には大体7,000歩くらい、一日50分に相当する時間を歩いているわけですが、この50分よりもより健康にするためには、歩く時間をふやさないとはいけません。そのふやす量で適当なのは、今よりも10分ふやすくらいということで、8,000歩を目標にしましょう、時間は10分足して1日60分体を動かしましょうが目標となっています。60分、8000歩を、東京にも適用できますかというのと、そうではないと思います。東京は全国平均よりもかなり歩数が多い。500歩から1,000歩ほど。なので、やはり東京の場合にはもう少し積極的な目標を掲げる必要があると思います。

こういった健康づくりに関するエビデンスの蓄積に基づいて、厚生労働省は身体活動指針、アクティブガイドを出していて、メインメッセージとして今よりも10分増やそうというメッセージ、プラステン（+10）を掲げております。またスポーツを通して健康になることによる医療費の削減とか、あるいはクオリティ・オブ・ライフの向上など多様な効果が期待できるので、どんどんスポーツを推進行くべきです。さて、東京都の取り組みを考えていく中で、最後に一つ紹介したいものがあります。

それが一昨年、ユネスコによって策定されましたスポーツ・身体活動・体育に関する国際憲章という新しい国際憲章です。

1条から12条まで大きな項目が挙げられていて、そこで訴えられていることは、この赤字で書いてある部分です。インクルーシブでなければいけない。どんな人でもスポーツの仲間に入れていかなければいけない。それからダイバーシティ、多様でなければいけない。どんなスポーツでもどんな活動でもどんどんスポーツ種目として認めていかなければいけない。

もう一つはオリンピックまで短期的でもいいんだよということでは決してなくて、サステナブルで継続的で持続的なものでなければならない。

それから特に強調されているのが、高潔性・清廉性という訳をしますが、インテグリティですね。例えば体罰はダメとか、プレーヤーはルールを守らなければいけないとか、フェアプレイの精神を持たなければいけないとか、あるいはマネージメントする人たち

は、組織のコンプライアンスとかですね。そういったようなことが、新たに掲げられているところですよ。この会議が始まる際に、都知事が障害者スポーツに力を入れておらずと宣言されましたが、それはまさに一番上にあるようなあらゆる人に開かれているインクルーシブでダイバーシティな基本計画をつくりなさいという意味で、私は拝聴しました。その点でこの憲章は非常に参考になるものだろうと思います。

今日は健康になるからスポーツをやろうという話でしたが、実は個人的には、そのようにスポーツに意義づけをしたくないのです。それは価値の一側面にすぎません。スポーツには外在的な価値と内在的な価値があり、もっと心からスポーツを楽しみたい、スポーツによって何かを得たいという心から湧き出てくる気持ちを引き出すような、応援するようなそういうスポーツ基本計画、そういったものをつくっていき、結果スポーツを楽しんでくれた人たちが健康になりました、健康による経済効果が生まれましたというようにしていければと考えております。

ちょっと時間がかかりましたけど、終わります。ありがとうございました。

○野川会長 どうもありがとうございました。実は、私も同じ話をちょうど昨年の12月に宮地さんのほうから聞いて、プラス10からプラス50にしくちゃいけないと思って、意識的に歩くようになりました。これは認知症ということがすごい気になるってということがあります。ただいまのプレゼンテーションの内容も含めて、ご質問、ご意見がございましたらぜひともお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

松尾委員、どうぞ。

○松尾委員 どうもありがとうございました。この健康増進についての運動の重要性っていうのは、まさに国家的な課題であろうかというふうに思います。2点だけ。

一つキーワードとして、最初の図のほうでいわゆる余暇的な身体活動という言葉がありましたけれども、例えば、体育協会さんと同様にレクリエーション協会というのが、ありまして、レクリエーションですとかレジャーとしての身体活動みたいなところを、きちんと位置づけながら論じていったほうが、そういう意味でここではお使いになっていると思いますけれども、この計画に落とし込むときにそういう言葉もうまく活用していったらいいんじゃないかなというふうに思いました。

それと同時に、やはりスポーツの良さというのは、体に対する健康増進のためのインパクトもそうですけれども、例えば心の健康と言いましょか、もっと別の言い方をするとウェルネスという、言葉がございしますが、いわゆる生きがい感とか、社会の中で生

きていく喜びみたいなものも含み込んだ総合的な健康感とよく言われるものがござい
ます。例えば何かある種の障害を負うと健康とは言えませんという話ではない。よくある
のがヘレン・ケラーは健康でしょうか。こういうような問いを立てられたときに、ヘレ
ン・ケラーさんはいろんな身体的にはいろんな障害を持っておられるわけですがけれど、
極めて健康的な生き方をした代表的な方ともいわれるわけです。そういう生き方として
の健康みたいな、ちょっと広がりを持った、先ほど言った生きがい感も含めたようなウ
エルネスというような表現なんかもうまく活用しながら、健康とスポーツ、あるいは運
動のかかわりを少し広く構えるような形で計画に落とし込まれると、よりいいものにな
るんじゃないかという印象を持ってお聞きしておりました。ありがとうございました。

○野川会長 増田委員、どうぞ。

○増田委員 宮地さんありがとうございました。宮地さんがスポーツ健康増進のための話
をしてくれましたけど、実は心から湧き出てくるような、そっちも大事だということ
を言われて、私も本当にスポーツって教育性が高いと思うんですよ。例えばマラソン大会
なんかだって、どうしてこんなたくさんの方が参加しているかというのと、私ゲストラ
ナーだから「増田明美」っていう看板を背負って走るんです。私を抜かしていく人が60
過ぎとか70過ぎの方で、さっさと抜かせばいいのに必ず抜かすときに、「68歳」とか
「72歳です」って必ず年齢を言うんですね。あれすごい自尊心が高まっていると思う
んですよ。だから、何かスポーツってそういう魅力もあると思うんです。

だから、その辺なんかもうちょっとコミュニケーション性とか、そういうことなん
かも伝えていくと、スポーツ庁なんか言っていることなんか、ピンとくるなって。
余りスポーツで未来をとく、スポーツで云々とかって言い過ぎちゃうと、そこに文化と
かそういうものがないと、ちょっと引いちゃう人もいると思うんです。

あと、私さっきの宮地さんの話の中の運動習慣というのが3年前と比べると落ちてい
るということが気になって、その辺はどういうふうに分析されているんでしょうか。

○宮地委員 ありがとうございます。世代別に運動習慣者の割合を見ても、前回の
会議で松尾委員が指摘されましたが、60歳代の運動習慣者というのが、前回の調査のと
きに比べると減っています。60歳以上は余暇時間をたくさん持っているリタイア世代で
すから、その世代の運動習慣は増えていてもいいんですけど、減っている。その一つの
要因に同じ60歳でも、10年前や20年前の60歳と今の60歳は違うのではないかと。戦争経
験した60代とそうじゃない60代。要するにコホートとしての60歳の位置づけというのが

違うということが、一つの要因として考えられます。

健康づくりに対する認知、理解が高まっているので、私たちの世代の運動習慣者の減少はそれほどでもないですけれども、残念ながら一番運動を推進してくれるだろう高齢者が、ちょっとそのような状況であることが残念です。

○増田委員 ありがとうございます。

○野川会長 後はいかがでしょう。藤田委員、どうぞ。

○藤田委員 宮地さん、それから増田さんのおっしゃったところ、最後に宮地さんのおっしゃった部分ですね、私もそこに非常に共感するところで、このためにやりなさい、こうだからやりなさいと言われると、だんだんやらされている感があって、もうやりたくなくなってくるということがあると思うんですね。

今日の第2期スポーツ基本計画の概要のところ、発表の中で抜かされていたんですけども、基本計画の最初のところにこう書いてあります。スポーツの楽しさ、喜びこそがスポーツの価値の中核であり、全ての人々が自発的にスポーツに取り組み、自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより前向きで活力ある社会と絆の強い世界をつくっていくことが、一番最初のところに書かれてあるんですね。この部分をやはり抜かしてはいけないんじゃないかなと。

やっぱり楽しいから続けられるし、だんだん健康になれるという部分ですね。健康になるからやりなさいじゃなくて、楽しいからやってみましょう、そのスポーツの一番中核になる部分は、次回のスポーツ推進総合計画の中でも前文のあたりできちんといれておく必要があるのかなというふうに感じました。以上でございます。

○野川会長 それ以外にいかがでしょうか。小林委員、どうぞ。

○小林委員 ありがとうございます。ちょっと一点教えていただきたいんですけども、この我が国の身体活動歩数の現状というところで、平成9年からなだらかにちょっと下がっている状況ですけれども、これはいわゆる例えば公共交通の利便性が高まったとか、自転車を活用するとか、そういった歩かなくていい社会環境が整備されていることが背景に多分に連携をしているのかどうかって、その辺をお聞かせ願いますか。

○宮地委員 ありがとうございます。実はこの歩数の減少を地域別というか、特に県別とかというのではなくて、例えば県庁所在地と、それから少しルーラルな地、例えば東京でいえば23区と西のほうの地域や島しょ部というように、人口密度で分けてみて分析してみると、人口密度の高い交通の至便なところは、余り歩数は減っていない。しかし

ちょっと小規模、中規模くらいの村やまちになってしまうと歩数の減少が著しいという傾向があります。

ご指摘のとおり、例えば国鉄がJRになり廃線が幾つもできましたとか、かわりにできたバスがおじいちゃんやおばあちゃんが数名しか乗らないから廃止になる、そのために一家に3台も4台も車があるというのが田舎の現状になっています。ですから、モータライゼーションの変化なども恐らくかかわってきています。

一方、大都市はどんどん新しい電車や線路やバスができて、どんどん活発に外に出られるようになってきているので、むしろ高齢者の方が東京の中心に戻って、第二の人生を始めるみたいなことも現実には起こっています。この現象には、実は単に全ての人の歩数が減っているのではなくて、格差が原因で、その格差を拡大している要因の一つに小林委員がご指摘しているようなモータライゼーションのこともあります。

○野川会長 それでよろしいでしょうか。

○小林委員 はい、ありがとうございます。

○野川会長 あとはいかがですか。

○間野委員 宮地委員ありがとうございました。多分、身体活動量を増やすことに反対する人はいないと思うのですけれども、その増やし方なんですけれども、キーワードとしてアプリ、IoT、AI、こういうテクノロジーを活用していく時代なんじゃないのかなど。

公園を増やすのが望ましいのですけれども、公園の面積を簡単に増やすこともできませんので、やっぱり東京という大都市であるからこそ、そういう通信環境の良さだとかそういうのを生かして、例えばこれ。私のはウォッチ型ですけれども、睡眠時間もそれから歩数も、身体活動量を全部測っています。それをアプリで常に見られるようになっていきますし、それがまた人と競争できたりするようになっていくんですね。初期投資はありますけれども、たくさん普及していけば、もっともっと多分安くいいものができると思いますので、そういったものをやっぱり活用していく、それが東京のやり方なんじゃないのかな。ポスターをつくって歩きましょうという時代でも、もうないんじゃないのかなど。お年寄りにもスマートフォンはどんどん普及していますから、そんな仕組みをどんどん考えてはいいんじゃないのかな。

健康に関しては誰もが健康でありたいと、特に日本人は健康の意識が強くて、健康のためなら死んでもいいというブラックジョークがあるぐらい健康意識が高いはずですの

で、何かちょっとした工夫で実際に行動変容が起きるのではないかなと思っています。
以上です。

○宮地委員 先生、よろしいでしょうか。

○野川会長 どうぞ。

○宮地委員 間野先生、ありがとうございました。先生のおっしゃるとおりだと思います。

例えば私が某企業と開発したテレビゲームでは、言っちゃいますけど、Wii Fitなどはもともと座ってやるゲームをアクティブなものにしましょうということで、ゲームの運動化、ポーツ化を試みました。昨今ですと、ポケモンGOなどもそれに当たります。その基盤はIoTにありますし、それを制御するシステムで、今後はIoTを活用したような身体活動、あるいは人とのつながり、活動といったものが一つスポーツのあり方として、私たちが想像しないようなものが生まれてくるということも想定して、東京らしいものをつくっていく必要があると思っています。以上です。

○野川会長 N天堂ですね。順天堂ではない。

○宮地委員 J天堂ではありません。

○野川会長 いかがでしょうか。先ほどのほうのお話で、やっぱり6代になってから、いわゆる運動の頻度が減っているということで、確か25年くらい前に万歩計というのが流行って、誰でも万歩計をつけて歩いた。そして、その万歩計にカロリー消費とかいろんなものが入ってきて、複雑になるともう使えなくなるから使わない。スマホを持っていてもアプリが使えないと。先ほどアプリと言ったのですが、アプリ、サプリは知っているけど、アプリは知らないよってそんな話になる可能性が、多分6代くらいのところで出てくるのではないかな。そうすると、いわゆるモチベーションが、やりたいんだけどどうしていいかわからないが、人に恥ずかしくて質問できない。そういう人数が東京は多いですから。余計増えているのかもしれないというのが1点あると思うんですね。

それからもう一つ、高齢者になると定年退職で時間があると言ったのは今は昔の話で、今は75まで働けと国が言っているわけですよ。これからは、定年って何歳になるのでしょうか。私自身の場合、定年前は忙しいわけです。運動なんかなかなかできない。やはりこれは、国の経済もそうだし、税収というところで我々をできるだけ働かせたい。その反面、運動とか余暇時間を楽しむ時間がどんどん逆に減ってくるというのは、これからさらにあるんじゃないでしょうか。

もう1点ですが、現在、スポーツ立国調査会で体育とスポーツをどうしようかという

ような話をしている、そちらの中ではスポーツの中に体育をもう入れ込むという流れもあるわけですね。そのような流れのところで、体育とスポーツ、それから付随してくる運動部活動をどの位置づけるかというような話を、東京都ももう少し先に走って話をする必要があるかなと思います。

○宮地委員 先生、今の先生のコメントに対してよろしいでしょうか。

非常に貴重なご指摘をありがとうございます。年金の支給年数もどんどん上がってきていますし、介護等の主力も80歳代おじいちゃんやおばあちゃんを見るのは、60代のお母さんたちとで、もしかしたら先生のご指摘のようにコホートだけの問題ではなく、実際にゆとりが高齢者においてなくなっていることもあるのかもしれない。厚生労働省やスポーツ庁にその関係も踏まえた調査もするように提案をしたいと思います。

○野川会長 どうもありがとうございます。それでは、続いて第2点目に移らせていただきます。宮地先生、どうもありがとうございました。

(拍手)

○野川会長 二点目のテーマは、障害者スポーツ振興についてです。それでは、藤田委員のほうからプレゼンテーションをしていただきまして、その後に皆様方からのご意見をお願いしたいと思います。

高野委員、ここで退室だそうでございます。どうもありがとうございます。

○藤田委員 今日は貴重なお時間を頂戴いたしまして、ありがとうございます。障害者スポーツ振興についてということで、お話をさせていただきたいと思います。

最初にこの写真なんですけど、これは実は私が創ったスポーツなんです。知的障害がある人にもできるように、ルールを非常にシンプルにしたバレーボールで、真ん中に人間ネットが立っているんです。相手のコートにとにかくたくさん風船を入れれば勝ちという競技なんです。いろいろ工夫をしてこういうことをやっている。これはスポーツをつくるということ、これからの障害者スポーツの振興を考える上で非常に重要になってくるというふうに考えております。

まずパラリンピックを東京は開催するわけですけども、パラリンピックを開催する理由について、学習をしておきたいというふうに思います。IPCのホームページでは、パラリンピックを開催する目的というのは、パラスポーツを通じたよりインクルーシブな社会の形成、共生社会の形成、これがまず目的なんだということを言います。そういった意味では、世界平和であるとか、子供の教育とかっていったところを目指すオリン

ピクムーブメントとは一線を画しているということが言えると思います。

その共生社会実現のための四つの価値として、勇気、強い意志、そしてインスピレーション、公平性、イクオリティですね、この四つを挙げているわけです。これらがスポーツ界に浸透していくことによって、共生社会がつくられるということが言われている部分であります。

東京のパラリンピックは、非常にロンドンの共感を得たパラリンピックですね、これを参考にしていうことなんですから、ロンドンは確かに最多の入場者数275万人が有料入場をしたというふうに言われています。障害者スポーツに関する知識も普及したし、障害者スポーツに対して肯定的な意識が高まったりであったり、アスリートの就職率がアップした、選手強化に成功しています。オリンピックとパラリンピックが同様の位置づけになったり、こういうプラスの面もたくさんありますが、一方でこういうことも言われています。

障害者に対する社会の姿勢は改善されていない。就職率もスポーツをやっていた人は就職率がよくなっていて、やってなかった障害者は余り変わっていませんというようなですね。それから、スポーツのできる障害者とできない障害者が二極化して、格差が拡大しているというようなことをコヴェントリー大学のイアン・ブリテン先生という方が言っています。それから、オリンピック・パラリンピック後スポーツの実施率、これは障害者に限ったことではないですが、実施率が低下しているという報告もあります。そして、この間このイアン・ブリテンさんに会ったときには、実はイギリスでは障害がないのに、障害のある人のふりをして、いろんなメリットを受けていたという人があらわれて、それが新聞で叩かれたという。これでほとんどレガシーはなくなってしまったというようなことをおっしゃっていました。

いずれにしても、こういうマイナス面もあるということを、プラスばかり、いいところばかりではないということを、まず認識しておく必要があると思います。

その上で、今日は障害者スポーツの振興ということで、キーワードを三つ準備しました。

一つは、障害者のスポーツ指導はスポーツ指導の原点ということです。先ほどの都の調査で支援として必要なものは、適切な指導ができる方、指導者が必要ということが言われていました。ですので、そういうことを考えると、指導者というのは非常に重要な位置を占めるということになります。

それからもう一つ、スポーツを人に合わせるということですね。そういう発想が必要になる。これは、アダプテッドスポーツであるとか、創るスポーツです。先ほども申しました創るスポーツ、こういった発想が必要になってくる。よく、「する、見る、支える」ということが言われますが、それに加えて「創る」をぜひ入れていくべきではないかというふうに言われています。

そして、振興の要といってもいいかと思いますが、地域でいろんな組織、関連団体がつながるといことです。これによって、障害者スポーツに関するさまざまな情報がせきとめられずに、必要としている人たちに流れていくということですね。これが必要だというふうに思います。

あと、参考事例を幾つか入れてみました。まず、障害者のスポーツ指導はスポーツ指導の原点。よく障害児の教育、障害児教育は教育の原点ということが言われておりますが、スポーツに関しても同じことが言えるのではないかというふうなものです。では、どうしてかということなんですが、全く同じ障害のある人、障害者はいない、障害者の数だけ障害のパターンがあるといっても過言ではないというふうに思います。そうすると、そういった人たちを指導するためには、一人ひとりが特徴を理解し、その人にあった指導が必要になるということになります。例えば、切断をしている人でも、切断部位が違う、あるいは切断をした部分の切断の仕方が違ったりとか、時期が違ったりとかいろんなことによって変わってくるわけですね。そういった人たちに一人ひとりにあった指導というのを指導者は考えていかななくてはいけないということになります。

ですから、運動ができる人相手の一斉指導、これはなかなか難しい。こういうことですね。一斉指導ではなくて、身体の動きの特性、その人の動きの特性であるとか、運動の技術的な構造、そういったものを知った上で指導するという。一斉指導をして、できない人を、おまえはだめだと切り捨てていくのでは、スポーツ実施率が上がるということとはできないということですね。これまでは、スポーツができる人を相手にしておけばよかったのですが、今後特に人口が減ってくる中でスポーツのパイを広げていこうとすると、特にスポーツをやっていない人にスポーツ指導をきちんとできなきゃいけないことになる。そのためには一人ひとりの特徴をもって、理解して指導する。

これは、実は体罰撲滅の切り札でもあるんです。体罰のというのは、なんでできないんだおまえは、俺が言っていることがわからないのか、パンパンパン、なんですけれども、それをやっていたのでは障害のある人は絶対スポーツができるようにはなりません。

障害者スポーツの世界で体罰は余り聞いたことがないのですけれども、それはやっぱりこういった部分に理由があるのではないかなというふうに思います。一人ひとりの特徴を見て、それをきちんと理解して、その人ができるようにしてあげる指導です。私も含めて、体育出身というのは、スポーツをやっていた人というのはできる人たちなんですね。できる人目線でいくと、なかなかそこが難しいのですけれども、そうじゃなくて、できない人の特性をしっかりと理解するということが必要になるかと思います。

もう一つ、障害者スポーツの指導というのは、実は一般の人たち、障害のない人の指導にも結びつくということです。ですから、障害者スポーツを普及させていく、あるいは指導者を養成していくというのは、障害者にとっても、もちろんプラスになるのですが、障害のない人の例えば運動の苦手な人であるとか、高齢者であるとか、そういった人たちのスポーツ普及にも生かせるということですね。苦手な人と高齢者のスポーツの指導に生かせる視点がある。例えば知的障害がある人にスポーツの指導をしようとする、よりわかりやすい言葉で絵とかを使ってやる。それってというのは、子供にもわかりやすいことだし、高齢者にもわかりやすいことということになります。聴覚障害がある人に対してスポーツを指導するときには、動画をつかったりとか、あらかじめやることをプリントにしてポイントを書いたり。それは、やはり聴覚障害の人にもわかりやすいし、障害のない人にもわかりやすいということになるわけですね。そういったところから、障害者スポーツの指導法を学ぶことによって、一般の人のスポーツ指導にそれが結びついていく、スポーツ指導の幅を広げて行くということにつながるということになると思います。

皆さん、この人は何の選手かわかりますか。電動車椅子に乗っています。かなり手にも障害があります。ここまで来るとわかるかもしれません。車椅子テニスの選手なんですね。ストラップをつけてラケットを握っています。バックハンドを打てないので、バックハンドを打つには電動車椅子ごと、ぱっと回ってバックハンドを打ったりします。足は動くんですね、両足にボールを挟んでトスを上げてサーブを打つということを行います。この人たち、このレベルの障害のある人が日本でテニスをやりたいと来たときに、私たちがちゃんと指導をできるのでしょうかということなんですね。ボッチャをやったほうがいいですかという話になりそうな気がするんですけども、テニスをやっているんですね。だから、逆に言うところこのレベルの人がテニスをやるということがわかったわけですね。そうすると、少なくともこの人よりも身体機能のいい人は必ずテニスができる

ということなんですね。そういうテニスをする人の幅が広がっていく、スポーツをやる人の幅が広がっていく。障害のある人のスポーツというのは、こういったところに結びついていくということでございます。

二つ目、スポーツを人に合わせるということです。よくアダプテッドスポーツと言いますが、これは人の体の状況や知的発達の状況にスポーツを合わせていくというものです。具体的には、スポーツ文化の構成要素と言われているルール、用具、技術。これらをその人に合わせていくというものです。ただし、この場合修正というのは最小限に抑える必要がある。余りにも簡易にすると面白くなくなってしまうし、その人が頑張っただけで何とかやるという局面が少なくなってしまうということになります。

もう一つは、創るということです。目的や環境、参加者の状況に応じて新しいゲームやスポーツを創るということです。松尾先生なんかはよくご存じだと思いますが、創ること自体が楽しいのです。スポーツを創るということ、そういう楽しみ方がある。その創ったものをみんなでまた楽しむという、こういうところなんです。

この「する、見る、支える、創る」、こういう発想が今後障害のある人とない人が一緒に何かをやろうと、あるいは高齢者が集まって何かやろう。その場合、体の機能は一人ひとり違うわけです。そういった人たちが一緒にやるものってなかなか見つけられないです。その場合には、ないものはしょうがない、創るしかない。そういう発想が必要になってくるという。

最後三つ目、地域でつながるということについてお話をしたいと思います。これは情報の流れになります。二つの経路が書いてありますが、一つは時系列的なものです。人が成長していく段階、段階で適切な時期に適切な情報を伝えていく。もう一つは、地域の中でつながっていく、そういう経路です。その情報をとめないということです。

まず、この時系列的な経路。これは人対人ということということが基本になるかと思いますが、必ず学校に日本のかかわり、学校に行って、それが学校を卒業してから障害者スポーツにつながってくるものになります。特に先天的な障害を持っている人、あるいは学齢期に障害を負った人が通る道、必ず学校でスポーツあるいは体育を受けるわけです。そこで適切な情報が学校関係者であるとか、体育教員であるとか保護者、そういった人たちに情報が流れること、情報を提供することによって、障害のある人がスポーツをできるようになるということですから、まず学校です。

もう一つは、後天的な障害のある人というのがあります。後天的な障害者の場合は、

リハビリの期間を必ず通ります。最近ではリハビリの保険がきく期間が6カ月に抑えられていて、なかなかスポーツまでリハビリの期間中にいきつかないということが言われますが、それでもリハビリで、一対一でやっている医学療法士さんとか、作業療法士さん、あるいは看護師さん、医者が障害者スポーツに関する情報を障害のある人に提供することによって、その人がスポーツをやることにつながっていく。ここが肝です。この二つ、学校とリハビリの期間、ここでどういうふうに情報を流してあげるか、これがうまくいけば日本の障害者スポーツの普及、本当にうまく回っていくようになるというふうに思います。

二つ目は地域的な経路ですが、これは障害者スポーツにかかわる組織間の情報共有ということですね。特にここですね、行政のスポーツ担当部局と障害者福祉関連部局が連携する、これはとても重要です。都でも障害者スポーツを担当する部局、それから一般のスポーツを担当する部局は一緒になっていますが、でも障害のある人が最初にスポーツをやる、レクリエーションをやるというのは、そういったいきなりスポーツではなくて、例えばリハビリの場だったりとか、あるいは社会福祉教育がやっている何かレクリエーションプログラムだったりするわけです。そこの連携ができていないと、普及と育成強化といったところがなかなか結びつかないです。まず行政がそこの横のつながりを意識していくということが重要です。これは都に限ったことではなくて、どの都道府県にも言えることだと思います。ほかに医療関係組織だとか社協、障害者スポーツ協会、指導者組織、教育委員会、学校、各種競技団体等々いろんな組織はつながっていくということが重要だと思います。

これは総合型地域スポーツクラブで、障害のある人を受け入れているところの状況について調査をしたものなのですが、青のところは障害のある人に配慮をして障害者を受け入れている。それから赤は、特に配慮なく受け入れているクラブです。特に配慮なくというところは、恐らく障害が軽くて配慮しなくてもスポーツができる、そういう人たちが入ってきているということだと思います。その違いを見てみますと、障害者参加にかかわる行政の支援を受けているか、受けていないか。あるいは、ボランティア確保、他組織との連携、運営上の工夫、それこそ全て配慮して受け入れをしているところが非常に多くなっているのがわかると思います。ですから、要するに自分たちだけでやる必要はなくて、自分たちでできないところはつながって、つながって、つながってお互いにカバーし合ってやっていけばいい。ですから一つのイベントをやる、そこにいろ

んな人にかかわってもらおうという、そういうネットワーク型の組織・運営が必要になってくるということです。

最後、事例を紹介してほしいということでしたので、幾つか入れてきましたが、とはいえ東京都が一番進んでいるので、ここで紹介するのも江戸川区です。それから、大分、英国のウースター大学のことについて簡単に触れたいと思います。

江戸川区、ここが特徴的なのは、一番最後のところです。行政担当者がこれまで培った地域ネットワークを生かして事業を展開していくということです。イベントや大会の周知・啓発については、ケアマネジャーの月例会議とか、区内の小中学校が地区ごとに開催する校長会に出席し、そういったところで事業の内容を説明していくんです。そういう、これまでの既存のいろんな組織をうまく利用して普及を図っていくということです。こういったことがされているということで、特徴的かなというところがあります。

それから、大分県のこの人材バンクということで、ネット上で指導者の一覧が見られたりとか、自分がやりたいときにどこへ行けばいいかというのが、わかるようにしているということです。こういった人材バンクをつくって障害のある人たちのスポーツ実施率向上に寄与しているところがあります。

最後、これはイギリスのウースター大学というところなんですが、学生数が1万人くらい。その内1割以上が障害学生。ここの特徴は、そういう障害学生がたくさんいるということと、大学の拠点として地域全体でも障害のある人を受け入れる、そういう地域づくり、環境をつくっていく、こういうことです。住みやすい、学びやすい、そしてスポーツしやすい環境をつくらうとしている。地域やボランティア、インターシップ等を受け入れて、就職についても障害のある人も含めてあっせんをしていくことをしています。大学、地域、地域スポーツなどと連携し、学生ボランティア、指導者、スタッフの派遣ということもやっている。こういった大学を拠点としてまちぐるみで障害者スポーツの普及、振興をしているというところで特徴的ということでご紹介いたしました。

簡単ですが、私のほうはこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○野川会長 どうもありがとうございました。

(拍手)

○野川会長 ちょっと時間が押していますけれども、ご発言のない委員の方も含めまして、

ただ今のプレゼンテーションの内容も含めてのご発言等をお願いしたいと思います。私のほうから指名してよろしいですよ。大日方さん、よろしくお願いします。

○大日方委員　ご指名ありがとうございます。いっぱい発言したいことがあるのですが、時間も押しているのでもちよつとずつと思えますが、この藤田先生にいただいたプレゼンテーションは、本当にいろんなヒントがたくさんつまっているなというふうに思いました。大切なことというのは、実はスポーツがインクルーシブなものと言われるのですけれども、実はスポーツって、もしかしたらエクスクルーシブなものだったという前提に立った方がいいんじゃないかなと。つまり、五体満足な人がスポーツをするみたいな、どこかでそういう議論というのがまだあるので、これを本当にひっくり返さないと、スポーツ人口の参画も何もないだろうなと思った次第です。

藤田先生のプレゼンテーションの中の事例紹介の中でも、大分県の取り組みがあったのですが、実は先ほど間野先生からも、もっと今どきのもののアプリだったり、IoTの活用ってあるよねと思ったのですが、昨年の秋にオランダの取り組みをオランダのほうに行って、実際に見せていただいたときに、すごくいいなと思ったのが、ホームページを活用して、スポーツができるスポーツクラブというのを、半径地域このぐらいの障害があったら、こういうスポーツクラブがありますよということを15年くらい、そのホームページをずっとやっているんです。何がいいかというと、それは単につくって終わりではなくて、更新し続けて情報を集め続けているという、このシステムがすごくいいんだろうなと思っていて、この地域にスポーツをする場があるからこそできることであり、先ほどの説明もいろいろスポーツクラブの質を上げるとかって難しい話もありましたけれども、そういったところでスポーツをする場を、どう多くの人に提供できるのかということと一緒に考えていくということで、障害者スポーツの推進、人口だけを考えるのではないという、そこのところが合意できるといいなというふうに思いました。

あと二つだけ、ちょっと事例紹介みたいな話なのですが、私先日スキーのイベントでボッチャをやったんですね。スキーでボッチャなんですけれども、何をやったかというと簡単で、懇親会の際に皆さんにちょっとボッチャを体験してもらったのですが、その体験した人の中に視覚障害の人、全盲の人がいました。どうやったと思いますかという話で、これがまさにスポーツをつくる、ルールをつくるで皆さんが楽しめるようにということで、ボールがあるところ、手を叩いて、松尾先生や藤田先生だとすぐ想像がつくと思うのですが、ここにボールがありますよということを示して、投げてもらったり

して、すごい盛り上がりました。その音の感覚の鋭さみたいなところのすばらしさがわかったりっていう、そういうまさにこれがスポーツをつくる本質的な楽しみじゃないかなと思ったのが一つ。

もう一つは、先日パラリンピアンズ協会でダンスをしましょう、恋ダンスってちょっと前にはやった、あれをやってみましょうという話になって教わったのですが、教わったのは車椅子ユーザーが二人、視覚障害者が二人、上肢に障害がある人が一人、下肢に障害がある人が一人、すごい多様なんです。教えた人はオリンピックなんです。彼女がやっぱりこれをどう数えるのか、あの恋ダンスは結構複雑なんです。私もやってみてわかったのですが、それを伝えるということがすごく学びになったと。どういうふうに伝えたらいいか。上肢と下肢とばらばらな動きをすごくするので、車椅子の人はどういうふうにすれば、それがそれっぽく見える、そういう運動になるかということをもすごく細かく考えてきてくれましたし、視覚障害の人にそれを伝えるというのが学びになったというのが私の学びでして、こういうことをどんどん実践していくことが、まさにこういうことを東京都でやれるといいのではないかなと。すみません、まとまらなくて。ありがとうございます。

○野川会長 どうもありがとうございます。岡田さんはどういうプログラムをつくったらというような観点で、お願いします。

○岡田委員 事例の紹介になってしまうのですが、三鷹市ではスポーツフェスティバルというのを行っておまして、障害のある方がいらっしゃいますとサポートツアーを行っておまして、そのサポートツアーには初級障がい者スポーツ指導員資格を持っておりますスポーツ推進委員と、ボランティアの方がつきまして、その方にあったスポーツを紹介し、ご案内して、楽しんでいただいています。それは三鷹市だけではなくて、ほかの地区でもスポーツ推進委員は皆さんそのようにしていると思うのですが、障がいの種類や程度に合わせコーディネートしていると思います。その参加する方によってそのスポーツのルールも変える、そのようなことを行っております。

○野川会長 ありがとうございます。職場ということで、後藤委員いかがでしょう。

○後藤委員 スポーツをもっともっと浸透させようと、運動してもらおうということで、東京都とそして東京商工会議所と組んで、「オフィス de エクササイズ」ということを進めました。まだデータの整理が終わっていませんけれども、非常に喜ばれています。その中で宮地委員、そして藤田委員からもお話がありましたけれども、やはり指導者が

大切です。と言いますのも「オフィス de エクササイズ」を行って、参加された従業員の方々、社員の方々に非常に喜ばれて、自分たちも運動しようという方向に向いているというのが間違いない事実です。

そして、この中で感じるのは、何しろ指導者、障害を持つ方に対する指導も藤田委員からお話がありましたけれども、たまたま今話が出ているスポーツ庁の鈴木大地長官を教えた、鈴木陽二という、親子ではないのですけれども、その鈴木陽二コーチは自閉症のお子さんを教えていることがありました。自閉症のお子さんは指導者のいうことをなかなか聞きません。スイミングクラブでは水深を浅くするために赤い台が有ります。その台と台の間を約50センチ開き、渡って来るように指導してもなかなか渡って来ません。根気よく励ますこと2時間かかったのですね、一步踏み出すのに。そのときの姿を見て、先ほどのお話のように障害者の指導者が、まさに指導者だと。そして、普通のお子さんたちも健常者も教えますけれども、選手まで教えたということで、まさに見事に言い当てているなと思いながら私も感心していました。

やはり、これからも指導者というものが一番大事だと思うのですけれども、いろいろプログラムはつくれる、しかしこれを浸透させるには、やはり指導者が必要です。この指導者の処遇をどうするか。今、過重労働の問題があったり、学校の先生方も、そして今のボランティアの方々も、余裕がないとボランティアになりませんから、継続的な運動をしていただくためにも、やはり指導者の処遇をどうするかということが大きな問題じゃないかと思っています。

○野川会長 どうもありがとうございます。そちらに入っていくと、この次の話になってしまいますので、それでは鈴木委員、お願いいたします。学校の現場ということになりますけれども。

○鈴木委員 私は現在、女子校に勤務となっていますが、3月までは41年間男子校にいました。この委員のメンバーに選ばれたのは、いわゆる学校体育とか低年齢層の子ども達のことでお役に立てるようにとのことだと思しますので、二つほど感じていることを申し上げます。

一つは、オリンピックを意識し人材の育成という観点から私が感じていますのは、人生の中でスポーツの一番能力が開発するときがあることは皆さんご存じだと思いますけれども、そこから随分外れたところで指導者は努力せざるを得ないのが現状であることです。簡単に言うと「遅い」、運動能力のいちばん伸びる「旬」を過ぎたところで子供

たちを育てているのが現状であると非常に感じております。そこが一つ。

それから二つ目は、日本の現状ですけど、スポーツの最初の段階が日本特有の部活というクラブ活動、この問題をどう考えるのかということが、国の全体の中での問題解決の要になると思います。クラブ活動の問題、指導者の問題、審判の問題などいっぱい課題があると思います。また、一つだけのスポーツをずっとやらせるという特徴的なクラブ活動の現状がありますが、これも検討していくことが必要ではないかと思います。

先ほど、障害者のスポーツの原点のところ、一人ひとりの特徴を理解して、その人にあつた指導がついていうのは、まさにおっしゃるとおりで、これが全てのことに全部つながることだと思います。視野の広い指導者をこれからの施策でつくっていくことをぜひ国家戦略としてお願いしたいと思います。学校現場からの意見です。

○野川会長 どうもありがとうございました。それでは、中野委員お願いいたします。

○中野委員 宮地先生、藤田先生ありがとうございました。私も障害者スポーツ協会ということで、日ごろ現場感覚と言いましょか、経験則的に動いているものですから、ただ今すごく体系的なお話を聞いて大変勉強になりました。

それで、ちょっと話がずれるのですが、今日の会議でどうしても気になるのが二つの数字なんですね。これは受けとめ方が真逆になってしまうのですけれども、一般の実施率がこれだけスポーツ熱が盛んな、急に盛り上がっている中で下がってきているという傾向と、反面障害者の実施率のこの数字を最初聞いたときには、意外な感じをしたものですが、前回この振興計画を策定するときのデータは、スポーツセンターだとか施設の利用者にアンケートを採った結果が42%台ということ。それが今度はランダムに出た数字がかなりこれだけの数字になっているということで、いろいろ先生方が要因についてお話されてきていますけれども、ぜひここで今後東京都がスポーツ推進総合計画を策定していくときには、この数字というのはかなり大きなバロメーターになっていきますので、この要因をぜひ東京都のほうにも徹底的に分析していただきたいなというふうに思っています。以上です。

○野川会長 ありがとうございます。それでは、水村委員ご意見をお願いできますか。

○水村委員 宮地先生、藤田先生のお話が本当に勉強になりまして、実は私自身はスポーツを専門的に一度もやったことがなくて、長くやっていたのがダンスでして、ですのでいつもスポーツというところに来ると、スポーツ的にものを考えなきゃと思っておりましたが、藤田先生のお話を伺ってスポーツをつくるという概念も広く受け入れられると

いう形であれば、ダンスで考えるクリエイティビティみたいなところを今後このスポーツ振興審議会でも発言していいのかなというふうに、今日はちょっと安心して伺ってありがとうございました。

というのも、恋ダンスがこれだけ流行っておりますけれども、あれは他のダンスと違うからこれだけ流行っていると思うんです。ダンスをやる人というのは、誰に似ていると言われるのは実は非常に嫌がられるというか、こんなダンスは見たことがないという価値観が、ある意味ダンスのプロフェッショナルになっていく上での、ある意味パフォーマンスの一つというところもありまして、そういう意味では、こんなスポーツは見たことがないですとか、あるいは先ほど宮地先生のお話の中で、やっぱり健康に対する従来の考え方みたいなところから、こんな健康の価値観があったんだという非常にクリエイティビティの高いスポーツの価値観というものが出てくると、それがすなわちダイバーシティとかっていうところに広がっていくのかなというふうに、きょうは拝聴をしながら考えさせていただきました。きょうは本当にありがとうございました。

○野川会長 ありがとうございます。それでは山崎委員、お願いいたします。

○山崎委員 お二方の先生、ありがとうございます。障害者スポーツの振興についてですが、去年だか一昨年、私は、障害者スポーツについて、とにかくマスコミが取り上げて試合を見せる、あるいはいろんな選手を登場させるということをお願いをしたところ、パラリンピックで木村敬一選手など、随分選手をたくさん取り上げていただいた。そして、またコマーシャルなんかにも、映像にも障害者のパラリンピアンが出場するようになった。これはすばらしいことだと思う。

障害者スポーツを振興するのに、やっぱりメディアを活用しなければ、絶対になかなかそう簡単にはいかないですよ。そのお願いをしたところ、大分出まして、ああよかったなと思ったのですが、最近ちょっとまた落ち目で、少し映像が少なくなったかなという感じがしますので、ぜひこれは東京都のほうもしっかりとアピールしてもらってください。それは必ず障害者スポーツの振興に、いろんな問題点はあるんでしょうけれども、障壁を乗り越えるためには、まず多くの国民に障害者スポーツを知らしめるということが大事だと思いますので、よろしくお願いします。

○野川会長 どうもありがとうございます。それでは、ゼッターランド・ヨーコさんお願いいたします。

○ゼッターランド委員 宮地先生、藤田先生ありがとうございました。改めて違った角度

からいろいろと情報をいただいて、まだまだ勉強不足で知らないところ、わからないところもあった中で、自分の中でお話を伺って、すっきりすんと落ちたものがありました。本当にありがとうございました。

今、山崎委員のほうからもお話がありました、広報のことですよね。障害者スポーツの広報ということもそうですし、ますますスポーツの分野で先ほどの例えで言えば健康づくりのためのプラス10とか、そういったキーワードですよね。メディアを通じていかにキーワードを発信していくかということがすごく大事だと思うのです。オリパラ組織委員会でいろんな委員とご一緒させていただくのですけれども、作詞家の秋元康さん、彼の言葉を借りれば、みんなすごくいいことを考えて一生懸命、せっかくオリンピック・パラリンピックが東京にやってくるそのために、自分たちに何ができるだろうかと一生懸命考えているのだけれども、アイデアが出たところで広報の仕方がとても下手だということを、やっぱりその業界にいらっしゃるので、すごく歯がゆく感じていらっしゃるのです。それをいかに多くの方に、そういったメディア・広報を通じてわかりやすく、とっつきやすいもので広めていくことができるかということの工夫というのでしょうか、これはものすごく大事だと思います。

例えば、先ほどのプラス10というところだと、我々アスリートですと色々なスポーツの現場に行く機会が本当に多いのです。老若男女を問わずスポーツの競技ですよね、障害のある・ないにかかわらずいろんなところに行く機会があるのですけれども、スポーツっていったときにちょっと気構えてしまう雰囲気を感じる時があるのです。特にスポーツに余り親しみがない方やなかなかご縁のない方だったりすると。そうすると、今の自分のやっているものからプラス10でいいんだよということで、ふだんの生活の中でそれが自分の使える時間の中に、ぽんとはまるものであったりすると、本当に気が楽にできるのかな。逆にこういったキーワードを教えていただくと、こちらも気軽にできるよという雰囲気でやっぱり伝えることができるんじゃないかなと思うんですね。

今後はアスリートもOB、OG、現役アスリートを含めて、そういう場に出る機会もありますので、ぜひそういうアスリートなんかの活動も含めて、広報という点での活用を含めて、ご検討いただけるといいのかなというふうに思っております。ありがとうございます。

○野川会長 どうもありがとうございます。栗山委員と中屋委員からもご意見をいただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○栗山委員 障害者スポーツということで、大変参考になったなとは思いますが、一方でやはり障害者スポーツはまだまだ浸透していない部分もあると思うので、ぜひ特に私なんか議会でも言っているのですが、パラリンピックの競技になるスポーツについては、特に振興に努めていただいて、やはりパラリンピックが成功しないと、オリンピック・パラリンピックの成功ではないというふうに私たち自民党も言っていますから、健常者の方も参加して見ていただけるような環境づくりをしていただきたいというふうに思っています。以上です。

○野川会長 それでは、中屋委員お願いいたします。

○中屋委員 両先生方、大変貴重なお話をいただきましてありがとうございました。障害者のほうにつきましては、私はいつも思うのですが、先天性と後天性がございまして、この先天性の子たちがスポーツをできるようになるというのは、これが私はこの社会が変わることだろうというふうに思っています。最初の出会いというのは多分体育だと思えますけれども、そこから自分の好きなスポーツに出会えるかどうかということと、スポーツというのは継続性ですから、やはりそういう人が1回切りでやっちゃ面白くないってやめちゃうっていうのは、これはしようがないので、やはりそのスポーツのすばらしさ、スポーツの力の無限大さというのをいかに教えるかということが、私は非常に大切だと思います。それは競技性が高いか低いかというよりも、やはり汗を流して爽快感だとか、そういうことをまず教えるということが、知ってもらおうということが非常に大事だと思いますので、この推進計画で特に力を入れてもらいたいのは、もちろん障害者の全体的なこともあります。できれば先天性で生まれてきた子達が外に出て、スポーツをやる。よって家族たちも明るくなるということが一番いいことだと思いますので、そこに力を入れていただきたいと思えます。

○野川会長 大変重要なポイントですが、藤田先生、先天性・後天性という命題が出ましたが、先生のお考えはいかがでしょう。

○藤田委員 先ほどプレゼンの中でも申し上げたとおり、先天的な障害がある人は必ず学校でスポーツとか体育を経験することになる。そこで自分のできる競技であるか、自分がやれる方法であるか、そういったものを身につけて、ああ、運動って楽しい、スポーツって楽しいということがわかっていけば、恐らく続いていくと思うんです。

ですから、そういった意味では教育現場での例えば体育教員であるとか、あるいは担任の先生であるとか。それから保護者に対して、そういう情報をきちんと流せられるか

ということがとても重要だなと思います。

○野川会長 どうもありがとうございました。それでは、最後に坂本委員のほうから全体的なコメントをいただければ。

○坂本委員 全くスポーツド素人の田舎の村長です。スポーツを通じた健康増進法について、たまたま身内の話を少しさせていただきますけれども、私のおばが99歳なんです。このおばが体操を1日に1回やらないと、汚い話で恐縮ですがお通じがないのですね。体操すると毎日定期的にお通じがある。こういう話を聞いて、ああ、99歳になってもスポーツの実用性がここにあるのかなと思いました。それですから、もちろん競技という視点のスポーツもありながら、片や健康維持のためのスポーツという意味では非常に大事な、こんな思いがしております。

それから、障害者については、私もたまたま最近目の見えない方と会うことで、交流があったのですけれども、ついそのことを私のほうが意識し過ぎるんですかね。障害者に対してもっと普通に接すればいいのになという思いがいつも、後で反省しています。ですから、そういう意味での障害者スポーツについては、余りその人のことを意識しないで、スポーツに参加できる仕組みというか、その辺も大事な、こんな思いがしました。

以上でございます。

○野川会長 ありがとうございます。実は時間がオーバーしてしまいましたので、まだまだご意見をたくさんいただきたいのでございますけれども、本日の議事はこれにて終了させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○野川会長 ありがとうございます。それでは、進行を事務局のほうにお返しいたします。

○川瀬スポーツ計画担当部長 本日はお忙しい中、貴重なご意見を頂戴いたしまして本当にありがとうございました。会の最後となるのですけれども、本年4月1日付で当局へ異動となりました幹部職員を紹介させていただきます。

パラリンピック部長、萱場明子です。

障害者スポーツ担当部長、新田見慎一です。

ラグビーワールドカップ準備担当部長、篠祐次です。

国際大会準備担当部長、土屋太郎です。

なお、オリンピック・パラリンピック準備局技監としまして、相場淳司が配属となり

ましたが、本日は議会のため欠席をさせていただきました。大変失礼いたしました。

なお、次回の審議会は「スポーツ産業の振興について」間野委員から、「女性と子供のスポーツ振興について」水村委員から、「スポーツレクリエーション指導者について」松尾委員からそれぞれご講演をいただきまして、意見交換をしてみたいと思います。

日程は、来月5月22日月曜日、15時30分からでございますが、意見交換の時間をできるだけ確保したいと考えておりますので、終了は17時45分までとさせていただきますと思います。次回の審議会、2時間15分とちょっと長丁場になるのですが、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、会場につきましては、調整中のため改めてご連絡をさせていただきます。

今回も配布資料につきましては、参考資料として次回以降の審議会において、ファイルにとじて配付いたします。置いて行っていただければその資料をファイルしておきます。また、お持ち帰りになる場合には、新しい資料を次回のファイルにとじて配付しますので、次回以降お持ちいただく必要はございません。

それでは、これをもちまして第26期第3回東京都スポーツ振興審議会を閉会とさせていただきます。本日は、まことにありがとうございました。

午後5時27分閉会